

令和 8 年 9 月 2 日
商工労働部観光政策課
043-223-2419

旅行業者に対する行政処分について

旅行業者に対し、旅行業法第 19 条第 1 項の規定に基づく行政処分を令和 8 年 9 月 2 日付けで行いましたので、お知らせします。

1 対象となる旅行業者

登録番号 千葉県知事登録旅行業第 3-759 号
名 称 トーワン観光株式会社
代 表 者 小出 雄太
法人住所 千葉県市原市岩崎 839 番地 8

2 処分の内容

9 日間の業務停止（令和 8 年 9 月 3 日～9 月 11 日）

※業務停止については、令和 8 年 9 月 2 日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。

3 処分の原因となった行為

当該旅行業者が令和 7 年 9 月 10 日から 11 日にかけて実施した、貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でのバスを手配し、道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした。（旅行業法第 13 条第 3 項第 2 号違反）

（参考）

旅行業法

第 13 条 略

3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行ってはならない。

二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

道路運送法

第 9 条の 2

一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。